

リニア新幹線学習会 : 主催: リニア新幹線を考える
東京・神奈川連絡会

財産権を侵害する大深度法と、 リニア・トンネル工事の問題点

2月17日(土)

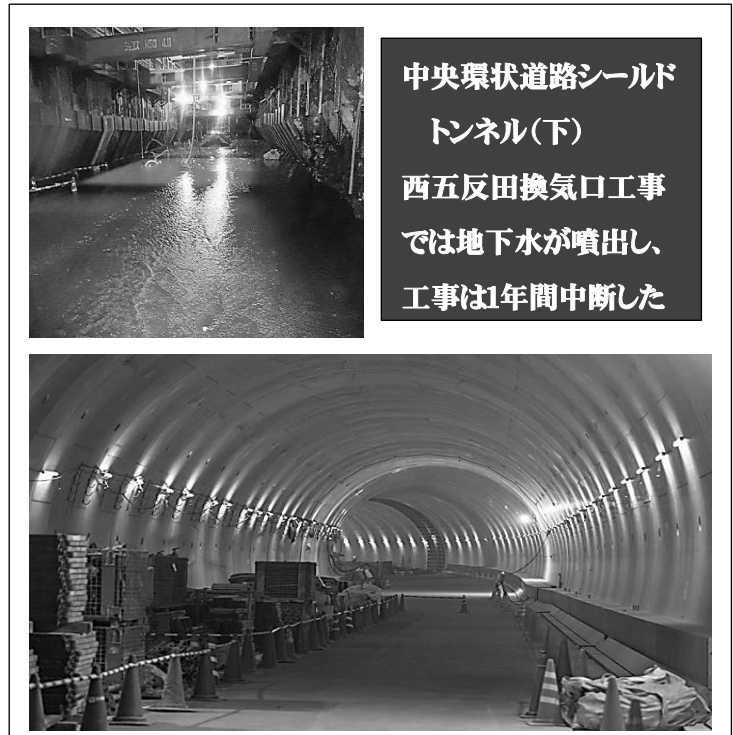
午後2時～

多摩市民館

第一会議室

講師: トンネル技術者

山川 元 さん



リニア新幹線は、東京・品川から大田区、世田谷区、川崎市、町田市の35kmに大深度トンネルをつくり走行する計画です。2001年に施行された大深度法は、地下40m以深は誰も使用していないから、公共的事業なら地権者の了解が無くても、事業者が使用してトンネルを掘ることができるという法律で、現在東京外環道の工事に適用されています。外環道沿線住民の住民は「大深度法は地権者の財産権を侵害し憲法違反である」として、工事認可無効確認訴訟を東京地裁に提訴しました。リニアにもこの法律が適用され市民の居宅の真下で勝手にトンネルが掘られることになります。

また、外環道もリニアも密集した市街地の下を掘り、巨大なトンネルをつくりますが、JR東海は大深度だから地表への影響はないとしています、実証実験は行われていません

今回、大手建設会社でトンネル工事に従事していた山川さんを迎え、大深度法やトンネル工事の影響について学びます。皆さんの参加をお待ちしています。

資料代: 300円

問合せ: 090-3910-8173 天野、090-8775-1879 山本、090-6108-6568 矢沢

